# 後期高齢者医療の保険者インセンティブ強化について

令和2年10月15日(木)

資料5

- 平成28年度 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(4月施行)
  - ◇高齢者の特性(フレイル)に応じた保健指導等が広域連合の努力義務とされる。

⇒介護予防との一体的な取組の必要性、体制整備が課題

- 令和元年度 **医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正(5月公布) (令和2年度から施行)** 
  - ◇市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等
  - 令和6年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開(健康寿命延伸プラン工程表)
    - ⇒令和3年度までに取組開始予定市町村 48.7%(848市町村)(令和2年3月時点 準備状況に関する調査結果)

# 令和2年度取組



## 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

- 6. 個別分野の取組 vi)疾病・介護の予防
- ① 人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進 ア)疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の更なる強化
- ・後期高齢者医療広域連合の予防・健康事業の取組を強化する。予防・健康事業の取組状況に応じて配分される特別調整交付金(保険者インセンティブ措置)について、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組状況等を踏まえた評価指標の重点化や見直し等、インセンティブが強まる方策を検討し、2020年度中に、一定の結論を得る。
- ・ 各評価指標や配点の見直しにおいては、各医療保険における被保険者の性質を考慮しつつ、予防・健康づくりの取組がより一層強化されるよう、徹底したPDCAサイクルを通じ、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しを行う。
- 〇 保険者インセンティブの更なる強化
  - 予防・健康づくりの取組が強化されるよう、評価指標の重点化、見直し
  - ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況調査を実施し、適切な指標を整備
  - PDCAサイクルを通じた成果指標の検討
  - ⇒広域連合を構成員とする「後期高齢者医療保険者インセンティブ見直し実務者検討班」を設置し、令和2年度中に見直し案を策定する。

# 後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ(令和3年度)について

## 〇考え方について

【予算規模について】

○ 一定のインセンティブを付与する観点から100億円の予算規模とし、その全額を、得点及び被保険者数により按分して交付することとする。

【評価指標の考え方について】

○ 事業の実施にかかる評価指標は110点満点、事業の実施について評価を行った場合の加点は20点満点の計130点満点とする。

# 〇事業の実施にかかる評価指標について

# 保険者共通の指標

#### 指標①

○健診の実施及び健診結果を活用した取組の実施

### 指標②

○歯科健診の実施及び歯科健診結果を活用した取組の実施

#### 指標③

○重症化予防の取組の実施状況

#### 指標④

○被保険者の主体的な健康づくりに対する広域連合による働きかけの実施

#### 指標⑤

指標⑥

○被保険者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

#### 〇後発医薬品の使用割合

○後発医薬品の使用促進

# ○事業の評価にかかる加点について

固有の指標

#### 指標①

○データヘルス計画の実施状況 →外部有識者の助言活用を加点

#### 指標②

○高齢者の特性(フレイルなど)を踏まえた保健事業の実施状況

#### 指標③

○専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制整備

#### 指標4

〇医療費通知の取組の実施状況

#### 指標⑤

- 〇地域包括ケアの推進等(在宅医療・介護の連携、一体的実施等)
  - → 通いの場等における健康教育・健康相談促進のため、専門職が関 与していることを加点対象とする。

#### 指標⑥

○第三者求償の取組状況

共通指標①、②、④及び⑤における取組に係る事業の実施について評価を行っている場合は、各取組ごとに加点